

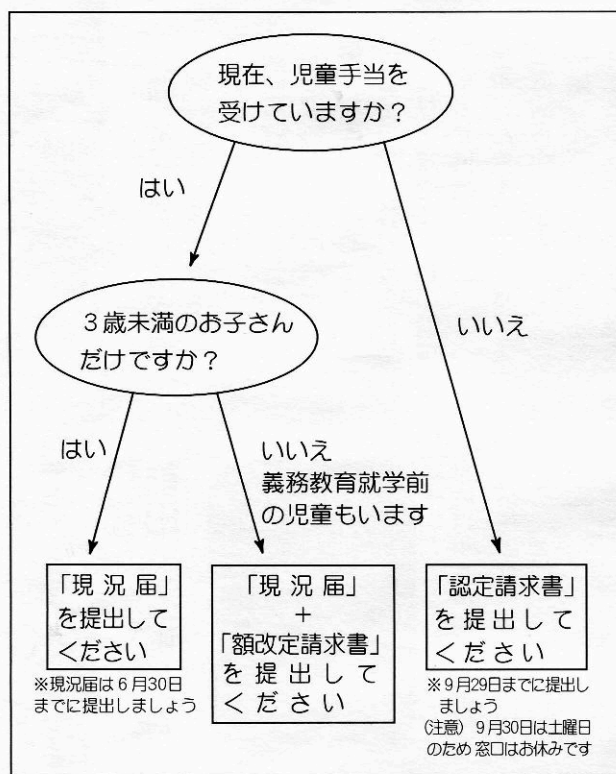
Information Plaza

まちからのお知らせ

● 児童手当が義務教育就学前まで支給されます ●

現在、3歳未満のお子さんを養育している方に支給されている児童手当は、制度が改正され、平成12年6月1日から次のようになります。

	改正前	改正後
対象年齢	3歳未満	義務教育就学前（6歳到達後最初の年度末） ※平成6年4月2日以降に生まれた児童
手当月額	第1子・2子 5,000円 第3子以降 10,000円	第1子・2子 5,000円 第3子以降 10,000円
支払時期	2月・6月・10月	2月・6月・10月



● 児童手当の支給を受けるには？

- 児童手当は、養育者からの申請がないと支給されません。役場窓口（公務員の方は勤務先）へ申請書を提出してください。
- 申請書の他に「年金加入証明書」「所得証明書」など、必要に応じて添付書類を提出することがあります。
- 所得が一定額以上の方には、児童手当は支給されません。

● いつごろ手続きすればいいの？

《児童手当を現在受けている方》

「現況届」を平成12年6月30日までに提出してください。義務教育就学前のお子さんもいる場合は「額改定請求書」も提出してください。
 （注意）平成12年10月1日以降の申請については、申請月の翌月分からの支給となります。

※新規に請求する方

平成12年9月30日までに申請された場合、平成12年6月分までを上限としてさかのぼって支給されます。（9月に申請した場合、事務処理上10月の支払い日に間に合わない場合がありますので早めに提出してください。）また、9月30日は土曜日のため窓口はお休みです。

ご不明な点など詳しくは町役場福祉衛生係へお問合せください。

「チャイルドシート」 購入費補助金制度 について

平成12年4月1日より道路交通法が改正され、チャイルドシートの着用が義務づけられました。これに伴い本町において平成12年度より補助金制度が開始されました。

◎対象者

交付申請日現在において、日置町に住所を有し6歳未満である乳幼児を養育する者等（1人1回限りとする）。

◎補助金の額

チャイルドシート購入金額の2分の1以内で1万5千円を上限とする。

◎必要な書類

役場に備え付けの「日置町チャイルドシート補助金交付申請書」
 添付書類：チャイルドシート販売証明書・領収書

◎その他

平成11年5月10日以降に購入したものに適用する。

□問合せ先

役場総務課企画情報係
 ☎ 371-2111

